

本物の「働き方改革」を実現する統一要求書

安倍政権は時間外労働を100時間まで認め「カローシ」を促進する「時間外労働規制」や何時間かはたらこうと労働時間管理を自己責任にする「高度プロフェッショナル制度」を含めた「働き方改革関連法」を強行成立させました。JMITUは労働者のいのちと健康を破壊する重大な労働法制改悪＝「アベ働かせ方改悪」に反対し「高度プロフェッショナル制度」の廃止を強く求めます。また、労働者の雇用を破壊し解雇自由化につながる「解雇の金銭解決制度」や裁量労働制の拡大など、あらたな労働法制改悪に強く反対します。

いま、経営者に求められているのは、労働者の長時間労働の規制と均等待遇であり、労働者が安心して働き続けられる職場をつくることです。JMITUは本物の「働き方改革」を求める立場から下記のとおり要求します。

記

1. 長時間労働を規制する要求

- (1) 残業代ゼロ法制（高度プロフェッショナル労働制）、裁量労働制の導入・拡大は行わないこと。
- (2) 「働き方改革」＝「アベ働かせ方改悪」を口実にした36協定の改悪を行わないこと。
- (3) 原則として、36協定に特別条項を設けないこと。労使合意で特別条項を設ける場合を含め、限度時間を超える場合は都度、労働組合と事前に協議し同意を得ること。限度時間を超える場合の割増率を50%以上とすること。
- (4) 時間外・休日労働、有給休暇取得の実態について労働組合に情報開示し、長時間労働の是正と有給休暇取得推進のための業務改善等の対策について労使で協議すること。また残業しなくても人間らしい生活ができる賃金にすること。
- (5) 繁忙がつづく職場の業務量の実態に見合った、大幅人員増をおこなうこと。

2. すべての労働者の均等待遇を実現する要求

- (1) 女性労働者の賃金格差の是正と、勤務地や仕事の役割で間接差別する就業規則を改善し、均等待遇を実現すること。
- (2) 賃金・一時金、手当、特別休暇、退職金等の労働条件において、正社員と非正規雇用労働者との間で格差がある場合は、ただちに是正し、均等待遇を実現すること。
- (3) 「同一労働同一賃金」を口実にした正社員の賃下げや労働条件の引き下げは行わないこと。

3. 労働者の雇用をまもる要求

- (1) 本人の希望にもとづき、有期雇用労働者の無期雇用転換・正社員化を促進すること。とりわけ、すでに勤続が5年を超える有期雇用者については、ただちに無期雇用へ転換するとともに、正社員化を含め無期雇用後の賃金・労働条件について労働組合と協議すること。
- (2) 本人の希望にもとづき、派遣労働者を直接雇用・正社員化を促進すること。すでに派遣受入期間が3年を超える派遣労働者については、ただちに直接雇用とし、正社員化を含め直接雇用後の賃金・労働条件について労働組合と協議すること。
- (3) 有期雇用者の「雇い止め」や派遣労働者の入れ替えについては、労働組合と事前協議し合意を得ること。
- (4) 「解雇の自由化」に反対し、「労働者の雇用をまもる」という経営責任を明確にすること。労働者の解雇・退職勧奨など雇用に関する施策については、労働組合と事前に協議し同意を得ること。

4. 継続雇用者の賃金・処遇の改善要求

(1) 改正高年齢者雇用安定法の趣旨に沿って65歳定年制をめざし、ただちに年金支給開始年齢(現在63歳)までただちに定年を延長すること。

(2) 定年延長を実現するまでの間も、雇用継続者の賃金について、60歳到達時の賃金を確保すること。それに至らない場合でも、継続雇用者が生活できる十分な月例賃金・労働日数を確保し、最低でも月31万円以上とすること。

(3) 継続雇用者の無年金期間中の生活と65歳以降の生活に最大限配慮し、60歳到達時の退職金を最低2,000万円以上に引き上げること。

(4) 特別休暇や家族手当など、諸手当を含めた処遇改善をすすめ、正社員との均等待遇を実現すること。

回答日 2019年3月5日

当日は団体交渉を開催のうえ、文書にて回答すること。

以上